

公益財団法人 INPEX 教育交流財団
2027年度 奨学金募集要項



公益財団法人INPEX教育交流財団は、1981年3月、インドネシア石油株式会社(現 株式会社INPEX)の寄付により設立されました。設立以来、奨学金を通じた留学生の交流により、日本とインドネシアの相互理解・友好および親善の促進に努めてまいりました。2023年度からはオーストラリアおよびアラブ首長国連邦(UAE)を奨学金支給の対象に追加し、国際教育交流事業を推進しています。

40年以上の実績として、2026年3月末現在、採用奨学生は外国人159名、日本人79名です。

1. 本奨学金について

本奨学金は、インドネシア、オーストラリア、アラブ首長国連邦(UAE)(以下「対象国」)において学業、研究または調査を行う日本人を対象に支給する給付型の奨学金です。採用者数は各国若干名とします。

2. 応募資格

- ① 日本国籍を有し、我が国の大学学部を卒業または同等の学力を有すると本財団が認める者。
- ② 応募締切日現在、35歳未満である者。
- ③ 対象国の大学または研究期間等において明確な研究課題を持ち、長期間の学業、研究または調査を目的としている者で、各機関への入学または入所が許可されている者、または許可される見込みがある者。
- ④ 学業成績が優秀であり、健康である者。
- ⑤ 対象国の民族・文化を理解し、日本と対象国との間の友好親善に貢献する意欲を有する者。
- ⑥ 原則として、外国留学のための他の奨学金、助成金等を受けていない者。(本財団が支給する奨学金の趣旨に反しないと判断した場合、併給を認めることがあります)

3. 奨学金の支給内容

渡航費用

奨学金支給期間中の一回に限り、渡航および帰国時にエコノミークラス航空券を支給します(採用決定時に渡航済みの者は帰国時のみ)。

※旅券取得費用、査証取得費用、税金等の渡航および帰国に必要な費用は奨学生の負担とします。

支度金

出発時に支度金として2万円を支給します。

月次奨学金

留学期間中、月額15万円(生活費相当)を原則として円貨で支給します。

支給期間

月次奨学金の支給期間は2年以内です。

支給開始日は渡航先到着日(採用決定時に渡航済の者は2027年4月1日)、支給終了日は、当初の目的を終え渡航先を離れる日、勉学・研究終了日から15日を経過した日、または支給期間満了日のいずれか早い日とします。

月次奨学金の支給額の調整

渡航月、一時出国(勉学・研究以外の理由)、最終月いずれの場合も、渡航先の滞在日数が15日以上は全額、15日未満は半額を支給します。

4. 支給停止および返還

以下のいずれかに該当する場合、奨学金の全部または一部の支給を停止することがあります。

1. 病気等により勉学・研究の継続が不可能と認められる場合。
2. 学業成績不良または素行不良と判断された場合。
3. 指導担当者等から継続が不適格と認められた場合。
4. 本財団の名誉を傷つける行為があった場合。
5. 応募書類または報告内容に虚偽があった場合、または本財団の定めに従わなかった場合。
6. 奨学生の経済状況の変更により、支給継続が不適当と判断された場合。

5. 応募方法

応募書類のすべてを指定の応募期限までに isf-foundation@inpex.com 宛にEメールで送付してください。件名は「2027年度奨学金応募(氏名)」としてください。添付ファイルは1通あたり20MB以下とし、これを超える場合は複数に分けて送信してください(クラウドストレージの利用は不可)。送信後、受信確認メールが届かない場合は問い合わせてください。

6. 応募書類

- ① 2027年度奨学金申込書(本財団ウェブサイト<https://www.inpex-s.com>から入手)
- ② 学業成績証明書(卒業大学および最終学歴のもの。卒業見込者は申請時までの成績証明書)
- ③ 卒業・在学・在職証明書
- ④ 履歴書
- ⑤ 留学先大学、機関等の入学許可書または調査・研究許可書の写し(第1次選考合格者のみ)

※応募書類の言語は、原則として日本語または英語とします。その他の言語による書類については、概要を示す簡易な日本語または英語訳を添付してください。

7. 募集期間

2026年8月1日から10月31日(必着)

応募書類は返却いたしません。書類不備または締切後の応募は審査対象外です。

8. 選考プロセス

応募資格を満たす方の中から、書類審査および面接により選考を行います。面接は原則としてオンラインで実施します(詳細は対象者に別途通知)。

最終採用者は2027年3月末日までに決定します。合格者は、採用通知と共に送付される「奨学金受給受諾書」を指定期日までに提出してください。期限内に提出されない場合、奨学金受給資格を失います。

9. 奨学金の受給開始

奨学生に採用された方は、特別な理由がない限り2027年度内(2028年3月31日まで)に渡航し、奨学金の受給を開始してください。

10. 渡航先における宿舎

渡航先における宿舎の提供は行いません。奨学生各自の責任において宿舎を確保してください。

11. 報告義務

奨学生は、以下の報告書を本財団に提出していただきます。

奨学金支給期間中

- 毎月、調査・研究の状況および成果、今後の計画を報告すること。
- 他の奨学金や収入により経済状況の変更が見込まれるときは、遅滞なく報告すること。

帰国後

- 本財団に対して調査・研究成果の報告を行うこと。
- 博士課程・修士課程在学者は、当財団奨学金の支給期間中に実施した研究または調査の成果が反映された論文を提出すること。

12. 2027年度奨学生採用スケジュール



13. 個人情報の取り扱い

応募により取得した個人情報は、奨学生選考およびこれに付随する手続きの目的にのみ利用します。法令に基づく場合を除き、本人の同意なく第三者に提供することはありません。取得した個人情報は、適切に管理します。

14. その他

ご不明の点はいつでもEメールでお問い合わせください(isf-foundation@inpex.com)。ただし、選考結果および選考理由に関する個別のお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

本募集要項に定めのない事項については、本財団の定めるところによります。

公益財団法人 INPEX 教育交流財団

〒107-6332 東京都港区赤坂5丁目3番1号 赤坂Bizタワー32階
電話：03-5572-0602 メール：isf-foundation@inpex.com
ウェブサイト：<https://www.inpex-s.com>

